

現況等確認書類について（依頼）

4月以降の年度更新に伴い、例年どおり次の書類の御提出をお願いします。

1 提出書類

【必須提出】 ①自治会町内会現況届
②口座振替依頼書

【必要な方のみ提出】 ③自治だよりお届け先指定届
④「広報よこはま あさひ区版」配送届

※申請書類一式及び実績報告書類一式は、ホームページからダウンロードすることができます。「旭区連合自治会町内会連絡協議会」ホームページ内の「補助事業・各種申請」よりダウンロードしてください。

【URL】<https://rarea.events/event/254102>



①自治会町内会現況届

団体の令和7年度当初の現況(会長名、加入世帯数、回覧・掲示部数など)を把握させていただきます。

自治会町内会への送付物や会長への連絡等はこちらの書類を元に対応いたします。

なお、未提出の間は前年度現況届の情報で対応いたしますので御承知おきください。

【提出時期】

令和7年度役員体制が確定でき次第、速やかに御提出ください。

②口座振替依頼書

各種補助金等をお支払いする金融機関振込口座を確認させていただきます。年度途中で口座名義人を変更される場合には、変更後の内容を御記入の上、再度御提出願います。なお、振込不能等が発生した場合には、記入内容を確認の上、再度御提出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

また、補助金の交付申請をなさらない場合でも、広報紙配布謝金を振り込む場合がありますので、必ず御提出ください。

【提出時期】

令和7年度自治会町内会の口座が確定でき次第、速やかに御提出ください。遅くとも、いずれかの補助金交付申請時 又は 広報配布謝金振込時期前（7月中）には、御提出願います。

③自治だよりお届け先指定届

自治だよりの配送先を会長御自宅以外に指定する場合は、現況届と同時期に御提出ください。(指定する場合は、郵送資料が入るポスト等を御用意ください。)

なお、受け取る方が常駐していない場合(自治会町内会館等)も、配送資料を入れるポスト等があれば対応可能です。

※自治だよりを会長御自宅にお届けする場合は提出不要です。

④「広報よこはま あさひ区版」配送届

広報紙の配送先や配送部数を変更したい場合は、御提出ください。

なお、年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月号に反映します。(当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。)

2 提出先

旭区役所地域振興課(2階21番窓口)

※郵送・Eメール(as-jichikai@city.yokohama.lg.jp)による提出も可能です。

問合せ：〔自治会町内会現況届、口座振替依頼書〕
地域振興課 自治会町内会担当
TEL：954-6091

〔「広報よこはま あさひ区版」配送届〕
区政推進課広報相談係
尾崎・武田
TEL：954-6023

整理番号

自治会町内会現況届

令和 年 月 日

横浜市旭区長

自治会町内会名

会 長 名

次のとおり、令和7年度の自治会町内会の現況を届け出ます。

自治会町内会情報				
ふりがな				
自治会町内会名				
会 長	ふりがな			
	氏 名			
	住 所	〒	自治だより お届け先指定届	
		横浜市旭区	有 ・ 無	
	電話・FAX	TEL	FAX	
	Eメールアドレス			
会長就任日	年 月 日 ※今年度、会長に変更が生じた場合のみ記入してください			
自治会町内会加入世帯数 ※会員数	世帯【令和7年4月1日現在】 ※地区連合に加入している場合は、連合に報告した加入世帯数と同じ世帯数を記載ください。			
自治会町内会費	月額 ・ 年額 円 ※どちらかに丸をつけてください			
班 数	班	回覧用チラシ等必要数	枚	
掲示板数	基	掲示用ポスター等必要数	枚	
会館保有状況	無 ・ 有 “有”の場合は、下の項目の記入に御協力ください。 なお、記入いただいた情報は、問合せの際に公開いたします。			
	名 称			
	所 在 地			
	電 話	-		
■注意事項■				
この現況届により、会長情報(住所等)の変更手続きを行います。なお、現況届の内容が前年度と変わらない場合でも、毎年度必ずご提出願います。				
この現況届が提出されるまでは、前年度提出の現況届情報の内容に基づいて各種対応をいたします。				
「自治だより」の配送資料は、原則として現況届に記入された会長のご自宅へ配送します。それ以外をご希望の場合は、別途「指定届」をご提出ください。				
地区連合に加入している自治会町内会におかれましては、各自治会町内会の加入世帯数の合計が地区連合の令和7年度総加入世帯数となりますので、現況届に記入された加入世帯数は、必ず加入する地区連合にお知らせください。				

【裏面にも記入願います。】

自治会町内会役員情報

・次の表には、自治会・町内会の役員(副会長・会計等)の方の連絡先をご記入ください。
 ・旭区役所から会長に連絡が取れないなどの際に使用します。

役職	ふりがな	
	氏名	
	住所	横浜市旭区 電話 _____ FAX _____
役職	ふりがな	
	氏名	
	住所	横浜市旭区 電話 _____ FAX _____
役職	ふりがな	
	氏名	
	住所	横浜市旭区 電話 _____ FAX _____
役職	ふりがな	
	氏名	
	住所	横浜市旭区 電話 _____ FAX _____

「自治会町内会現況届」で、お届けいただいた自治会町内会長の個人情報については、次のとおり取り扱います。

- ・氏名については、自治会町内会名とともに公表しています。
 (地縁による認可をうけている自治会町内会については、会長の住所も公表となります。)
 - ・連絡先(住所・電話番号等)について
 市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合又は自治会町内会にとって有益と認められる場合、次の範囲で利用します。
- (1) 区役所及び横浜市
 区役所、市役所各局、市立学校等の市の行政機関
 - (2) 個人(転入者等)からの自治会町内会に関する問合せ
 加入、ごみ集積所の利用、自治会町内会館の利用等
 - (3) 不動産業者等からの自治会町内会に関する問合せ
 入居者の加入、ごみ集積所の利用・設置等
 - (4) 各機関及び国・県の行政機関からの問い合わせ
 国、神奈川県、区連会、区社会福祉協議会、区内の警察署、区交通安全協会、区防犯協会、区内の市民利用施設の運営管理者等
 - (5) 市連会、区連会などで承認された業務を行う場合
 - (6) 建物の建築、道路・水道等の工事に関する施行業者からの問合せ
 - (7) 開発事業などで住民意見を尊重するため開発周辺住民にあらかじめ必要な調整をするなど必要と認められる場合
 - (8) 国・県・市会議員の議員活動を行う上で必要と認められる場合

【自治だより お届け先指定届】

整理番号

令和 年 月 日

(届出先)
横浜市旭区長

自治会
町内会 名

会 長 名

「自治だより」資料の配送を、会長の自宅以外に希望するため、次の場所へ資料を届けてください。

1 希望する配送先の種類

希 望 す る 自 治 だ よ り の 配 送 先
他の役員宅 ・ 隣人宅 ・ 自治会町内会館 ・ その他 (お届けを希望するいずれかに○(丸)を付けてください。)

2 希望する配送先の詳細情報(配送資料を入れるポスト等が必要です。)

氏 名	(会館の場合は会館の名称及び常駐者名を記入してください。)
住 所	
連絡先 電 話	

注 意 事 項

- 自治だよりは、会長への依頼文書があるため、原則として会長のご自宅にお届けしますが、特段の理由があり、他の場所への配送を希望する場合にのみ、この届出をご提出願います。
- 配送した場合に、「届け先に尋ねあたりません。」と返送された場合には、改めて配送先について会長自宅にお願いすることがありますので、ご承知お願います。
- この書類は、持参・郵送・FAXのいずれかの方法でご提出ください。
- 確認のため、前年度と同様に指定される場合にも、必ずご提出願います。

担当：旭区地域振興課地域活動係
住所 旭区鶴ヶ峰1-4-12
電話 954-6091
FAX 955-3341

整理番号

口座振替依頼書

令和 年 月 日

横浜市長
横浜市 旭区長

所在地

団体名

代表者名

印

連絡先

口座名義人と代表者が異なる場合は、「委任者」欄と同一の代表者の押印が必要です。

令和7年4月1日以降、横浜市及び区から交付される令和7年度の地域活動推進費補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、町の防災組織活動費補助金、旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、横浜市猫の不妊去勢手術補助金を次の金融機関へお振り込みください。

金融機関名	銀行	支店
	信用金庫	出張所
	農業協同組合	支所
預金種目	1 普通	2 当座
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人	(通帳に記載されているとおり記入してください)	

※ 口座名義人が会長（代表者）以外の場合は記入願います。

上記口座に横浜市及び旭区から交付される補助金等の受領に関する権限を委任します。

委任者

代表者

印

【注意事項】

- 口座名義人が代表者と異なる場合は、代表者の印を押印のうえ提出してください。（スタンプ印は不可）
- 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 年度途中に会長（代表者）又は預金通帳記載事項に変更があった場合は、再度口座振替依頼書を提出してください。
- 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、押印した会長（代表者）印で訂正印をお願いします。

記入例

整理番号

口座振替依頼書

令和7年4月17日

横浜市長
横浜市 旭区長

「所在地」は原則自治会町内会長のご自宅の住所となります。

所在地・団体名・代表者名はいずれも補助金申請書と同じ内容をご記入ください（特に所在地の相違が多いのでご注意ください）。

所在地 **旭区鶴ヶ峰1-4-12**
 団体名 **あさひ自治会**
 代表者名 **会長 旭太郎**

口座名義人と代表者が異なる場合（下部の「委任者」欄に記入・押印が必要な場合）はこちらにも同一印を押印いただくとともに、補助金の請求書にも同一印の押印が必要なため、押印した印鑑を忘れないようにしてください。

令和7年4月1日以降、横浜金、地域防犯灯維持管理費補助推進事業助成金、広報紙配布謝施奨励金を次の金融機関へ振り

費補助
地域防犯
訓練実

金融機関名	あさひ	銀行 信用金庫 農業協同組合	あさひ	支店 出張所 支所
預金種目		1 普通	2 当座	
口座番号	0 1 2 3 4 5 6 (7ケタです)			
(フリガナ)	アサヒジチカイ カイケイ フタマタガワ ハナコ			
口座名義人	(通帳に記載されているとおり記入してください) あさひ自治会 会計 二俣川 花子			

※ 口座名義人が会長(代表者)以外の場合は記入願います。

上記口座に横浜市及び旭区から交付する補助金等の受領に関する権限を委任します。

委任者 代表者 **旭太郎**

裏面に、記入・押印が必要な場合の例を記載しておりますので、必ずご確認ください。

上部代表者欄に押印いただいた印鑑と同一の印鑑で押印してください。

- 3 代表者又は預金通帳記載事項に変更があった場合は、その都度口座振替依頼書を提出してください。
- 4 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、押印した代表者個人印で訂正印をお願いします。

押印の要否について（※「必要」な場合は2か所に同一印を押印）

	代表者情報	口座名義人		押印の要否
1	団体名 あさひ自治会 代表者名 あさひ たろう	アサヒジチカイ カイチョウ アサヒ タロウ	⇒	不要
2	団体名 あさひ自治会 代表者名 あさひ たろう	アサヒジチカイ ※団体名のみの場合	⇒	不要
3	団体名 あさひ自治会 代表者名 あさひ たろう	アサヒ タロウ ※代表者個人名の口座の場合	⇒	不要
4	団体名 あさひ自治会 代表者名 あさひ たろう	アサヒジチカイ アサヒ ハナコ ※口座名義が会計担当の方などの場合	⇒	必要
5	団体名 あさひ自治会 代表者名 あさひ たろう	アサヒチョウナイカイ ※団体名が代表者情報と異なる場合	⇒	必要
6	団体名 あさひ自治会 代表者名 あさひ たろう	アサヒチョウナイカイ カイチョウ アサヒ タロウ ※会長名義の口座だが、団体名が代表者情報と異なる場合	⇒	必要
7	団体名 あさひ自治会 代表者名 あさひ たろう	アサヒジチカイ カイチョウ アサヒ ジロウ ※以前の会長の口座名義となっている場合	⇒	必要

過去に再提出をお願いした事例について

- 口座名義人のフリガナが、金融機関に登録されているものと異なっていた。
例) 誤 シジカイ → 正 **シチ**カイ
- 金融機関の支店名が正式名称ではなかった。
例) 誤 横浜銀行若葉台支店 → 正 横浜銀行**横浜**若葉台支店

※こちらに記載した事例は、あくまで一例です。上記以外にも、振込が不能の際には、**再提出をお願いする場合がございます**ので、ご承知お祈いします。

前年度より変更がない場合や、補完配布団体(シルバー人材センターによる配布)の場合、ご提出不要です。

※補完配布団体であるかを確認したい場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

整理番号
(区役所記入欄)

「広報よこはま あさひ区版」 配送届

横浜市旭区長

(提出日) 令和 年 月 日

自治会町内会名

会 長 氏 名

会 長 住 所

会長電話番号

次のとおり、広報部数・配送先を届けます。

広 報 部 数	町内会加入世帯数 (別紙町内会現況届と同数)	(a) 部	毎月の広報配送部数 (a)+(b) 合計 部
	未加入世帯数 (未加入世帯へも配布いただ いている場合に記入)	(b) 部	

広報紙の配送先 (どちらかにチェック)	<input type="checkbox"/> 上記自治会町内会長宅に送付希望(下欄の記入不要) <input type="checkbox"/> 別の配送先に送付希望(下欄に記入)	
配送先住所 (会館名や施設名等もご記入ください)	氏名	電話番号

①配布部数は随時変更できます。毎月 10 日までにご連絡いただければ翌月号に反映します。

電話・FAX・郵送・電子メール・電子申請にてご連絡ください。

②広報配布謝金は、上半期分を 10 月末に、下半期分を 3 月末にお支払いします。

別添の「口座振替依頼書」を必ずご提出ください。

③謝金額は、「広報よこはま」9円、「県のたより」8円、「議会だより(年4回発行)」4円です。

④配布実績確認のため、「会長住所」に9月と2月に書類をお送りいたします。



電子メールでの変更



電子申請での変更

問合せ先

旭区区政推進課広報相談係(1階1番窓口)

電話:954-6023 FAX:955-2856

メール:as-kouhou@city.yokohama.lg.jp

郵送の場合は、地域振興課地域活動係に、他の書類と一緒に送ってください。

広報紙配布謝金についてのお知らせ

部数・配送先の変更方法

部数や配送先について、年度途中で変更があった場合、変更事項について、ご連絡ください。

【連絡方法】

- ・電話(045-954-6023)
- ・FAX(045-955-2856)
- ・電子メール(二次元コードは裏面)
as-kouhou@city.yokohama.lg.jp
- ・電子申請(二次元コードは裏面)

【締め切り】

毎月 10 日まで
(翌月号・当月下旬配送分)

配布が困難な場合 (補完配布のご案内)

団体等での配布が困難な場合、補完配布(シルバー人材センターの配布)に切り替えることができます。

【必要書類】

- ・切り替えの依頼文書
- ・配布エリアがわかる地図

【注意事項】

- ・配布謝金はお支払いできません。
- ・切り替えまでお時間を頂戴する場合があります(それまでは配布にご協力ください)。
- ・貴団体の会員の総意が必要です。

詳しくは広報相談係まで、ご相談ください。

配布謝金の対象となる配布部数の考え方

貴団体の加入世帯
への配布数

+

区域内の未加入世帯
への配布数

上記の各世帯に実際に配布(ポスティング)いただいた部数が
配布謝金の対象となります

※実際に配布を行わなかった部数や予備分等は謝金支払い対象外です。

※「広報よこはま」は、毎月 10 日までの配布をお願いしておりますが、何らかのご事情により配布時期が遅れた場合でも配布部数分をお支払いいたします。

メールや電子申請で部数・配送先の変更ができます ぜひご利用ください！

※電話(045-954-6023)や FAX(045-955-2856)での変更も可能です。

メールでの変更方法

二次元コードを読み込むと、自動で件名、入力項目が表示されます。

■入力項目

- ・団体名
- ・申請者氏名
- ・変更希望月(○月下旬配送分)
- ・新部数
- ・新配送先情報 など



■メールアドレス

as-kouhou@city.yokohama.lg.jp

電子申請での変更方法

二次元コードを読み込み、
登録をお願いいたします。



【締切】毎月 10 日まで(翌月号・当月下旬配送分)

※自治会・町内会の代表者を変更する際は、地域振興課へご連絡ください。